

今後の学校配置の適正化の進め方について

( 答 申 )

平成22年2月

大阪市学校適正配置審議会

## 目 次

これまでの経過 .....	P 1
大阪市の児童数等の推移及び現状 .....	P 2
今後の学校配置の適正化について .....	P 3
適正化に向けた進め方 .....	P 6
小規模校における教育活動の充実 .....	P 11
おわりに .....	P 13

## これまでの経過

大阪市における学校配置の適正化に関する課題については、有識者で構成する大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）において検討を重ねてきたところであり、第2次答申（昭和56年3月）以降、教育委員会においては、答申内容を踏まえて、旧の北区・東区・南区の都心3区を中心に、学校配置の適正化を進めてきた。

しかしながら、長年の少子化傾向に起因する児童数の減少の結果、児童・生徒数300名未満の規模の学校が小学校・中学校全体の4分の1を超えるまでになり、市内の全ての区に存在するという状況に至ったことから、教育委員会から平成15年7月に、「学校規模・配置の適正化に関する基本方針、ならびに適正化のための具体的方策」について諮問を受けて審議を行い、翌平成16年9月に教育委員会に対して、「学校規模・配置の適正化に関する答申」（以下「16年答申」という。）を提出した。

16年答申では、まず学校規模に関して、第1次答申（昭和55年1月）における300名を過小規模の基準とした大阪市の過小規模基準は現在においても妥当といえると整理した。

そのうえで、学校配置の適正化に関しては教育効果面での課題ともなるデメリットを考慮すると、「120名を下回る小学校については、今後、何らかの方策を検討すべき時期にきている」、特に、「複式学級<sup><注1></sup>を有する学校等、過小化が今後とも継続し、急速に進行することが予測される学校については、早急な対策を講じ、複式学級を解消できるように検討を始めるべきである」との基本的な考え方を提言したところである。

16年答申を受け、教育委員会では複式学級を有する状況が続いていた大阪北小学校について、地域の関係者やPTAとの間での継続的な協議の結果、扇町小学校との統合といった結論に達し、平成19年4月に両校を統合し、複式学級の解消が図られた。

さらに、16年答申で、今後何らかの方策を検討すべき時期にきているとしていた、児童数が120名を下回る小学校について、審議会にワーキンググループ会議を設置して引き続いて審議を行い、平成20年6月に「今後の学校配置の適正化の進め方について（答申）」（以下「20年答申」という。）を教育委員会に提出したところである。

20年答申では、まず、学校の適正規模に関して、「12学級から24学級までの規模（学級数は特別支援学級を除く普通学級数。以下も同様。）」を適正規模と再整理し<sup><注2></sup>、適正化の対象については、「全学年単学級の小学校」を適正化に向けた検討対象とし、基本的には「統合」の手法により進めるべきと整理した。

また、全学年単学級の小学校においても日々教育活動が行われているので、教育効果面での課題ともなるデメリットに対処すべく、その教育内容の充実を図るべきであるとし、具体的には、「小学校間での交流活動」、「小中連携」、「地域との連携」といった取り組みを進めるべきとの提言を行った。

そして、今後の課題として、適正規模を満たしていない7学級から11学級までの規模の小学校の配置の適正化をどのように考えていくのかについての検討がまだ残されており、この点を審議会での引き続きの課題としたところである。

20年答申を受けて、教育委員会では全学年単学級の小学校のなかでも、極めて小規模で、教育効果面での課題がより大きいであろうと考えられる3校より順次、地域・保護者への説明を開始するとともに、審議会においても、平成20年11月にワーキンググループ会議を設置して以降、残された課題について鋭意検討を重ねてきた。

## 大阪市の児童数等の推移及び現状

### 1 児童数・学校数の推移

大阪市の小学校の児童数は、昭和33年度に約35万人でピークを迎えた後は減少しつづけ、第1次答申当時（昭和54年度）の約24万2千人から見て、平成21年度には約12万2千人と半減しており、この10年間で見ても低い水準で推移している。

しかしながら、学校配置の適正化を進めてきたにもかかわらず、過大規模校の分離新設もあって、昭和54年度には293校であった学校数が、平成21年度には299校と、反対に増加している。

### 2 大阪市の現状

平成21年5月1日現在、大阪市には299校の小学校があるが、昨今の少子化傾向など社会状況の変化を受けて、全体の約3割にあたる91校が、適正規模を満たしていない11学級以下の小学校となっており、そのうち40校が20年答申で適正化の検討対象とされた全学年単学級の小学校、51校が残された課題とされた7学級から11学級までの規模の小学校となっている。

これらの小学校の分布状況を見ると、全学年単学級の小学校は24行政区中16行政区に及び、7学級から11学級までの小学校を加えると、実に23行政区にも及ぶといった状況となっている。特に、北区、浪速区、生野区、西成区においては、適正規模を満たしていない11学級以下の小学校が、区内の学校数の半数を超えており、なかでも浪速区では区内の小学校全校が適正規模を下回っている状況となっている。

一方で、児童一人当たりには要する経費について検証をしてみた場合には、学校規模が小規模となるに従って経費が増大するといった傾向にもあるところである。

また、小中学校間の連携・接続のあり方について、20年答申でも指摘していたところではあるが、今後、小学校の配置の適正化により1小1中の関係<sup><注3></sup>となり、地域の協力が得られやすいような場合においては、施設状況など諸条件にもよるが、より大きな集団での活動体験と、教員同士の交流の機会創出、さらには中学校へのより円滑な接続という観点から、小中一貫教育の取り組みについても研究されることが望まれる。

なお、中学校についても小学校と同様に小規模校化の傾向にあると考えられるので、今後、中学校の規模・適正配置についても検討が必要とされることである。

## 今後の学校配置の適正化について

### 1 学校の適正規模

20年答申では、学校の適正規模について、12学級から24学級までの規模を適正な規模と再整理した。第1次答申で過小規模基準とされた児童数300名程度の小学校であれば概ね12学級前後になること、大阪市の現状として、12学級から24学級までの規模の小学校が全体の約7割を占めること、「学校教育法施行規則」や「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」での国の考え方<sup><注2></sup>、他の政令指定都市の多くが12学級から24学級までの規模を適正規模と整理していること等を鑑みると、全学年でクラス替えの実施が可能な12学級以上の小学校を適正規模とすることが、今後の学校配置の適正化を考えるうえで妥当であると言える。

学校の規模のみの要因によって、当然ではあるが教育のあり様が異なるわけではなく、小規模校であるということの理由だけで、決定的な影響を及ぼすものではないが、学校が小規模校となることにより、人数が少ないことによる利点もあると同時に教育上の課題となる部分も生じてくることから、児童の教育条件をよりよいものにし、「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を保障する観点からも、学校規模の適正化を進めていく必要がある。

一般的に、1学年あたりの児童が少なければ、校外学習などで、集合、解散等の指示が通りやすいことや、学年縦割りの班別活動等、全児童が顔見知りであることで班分けがしやすいことなど、学校としてまとまりやすく、小規模であることよさが生かせるところがある。また、保護者との関係においても、児童の一人一人の生活実態が把握しやすいことから、家庭と

の連携がとりやすいと言える。

一方、課題としては、単学級の学校ではクラス替えもできないことから、人間関係が固定化する傾向にあると一般には言われており、これらの人間関係の改善や修復の機会が制約されてしまう。また、運動会でのリレー、ドッジボール等の球技大会などにおいて、クラス対抗ができないので、互いに切磋琢磨する機会が少なくなる。さらに、クラスの人数が少なければ、授業の中で多様な発言が引き出しにくくなるばかりでなく、音楽の合唱や合奏、体育の集団競技などは困難な場合もあり、教育活動の幅が狭くなる。

クラスの人数が少なくなれば、男女比にも偏りが生じやすくなり、児童会活動では、一人当たりの負担が大きくなったり、またクラブ活動の設置数が少なくなり、十分な選択肢がない場合がある。

さらには、教職員数も少なくなるため、学年運営に関して同学年担当教員による学年共通の指導方法の高め合いができないことや、国語主任と児童会活動というように、教科・領域分担を一人で複数担当するなど、教員に関する負担が大きくなる。

大阪市の学校における小規模校においては、これまで人数が少ないことによる利点を活かし、課題は学校の創意工夫で克服しつつ教育活動を進めてきたところである。しかしながら、今後、急激な児童数の増加は予測しがたく、現在のような学校における工夫だけで良好な教育環境を整えるには限界がある。

したがって20年答申では、小規模校のなかでも、全学年単学級の小学校を当面の適正化の検討対象としたところであるが、7学級から11学級までの規模の小学校についても、学年によっては6年間クラス替えができず、その学年にとっては全学年単学級の小学校と同じような課題を抱えており、その課題の解消を図る必要があると言えることから、今回改めて11学級以下の小学校全体を適正化の対象として再整理することとした。

## 2 配置の適正化の対象の分類

11学級以下の小学校の分類については、20年答申で全学年単学級の小学校を から に整理をした考え方を踏襲し、 から を追加する形で次のとおり分類する。<注4>

複式学級を有する小学校、もしくは複式学級を有してはいないものの、全ての学年の児童数が20名未満であり児童の男女比率に著しい偏りがある学年を有する小学校

には該当しないが、児童数が120名を下回る状況であり、今後とも児童数が120名以上に増加する見込みが立っていない小学校

現在児童数が120名以上の状況ではあるが、今後児童数が120名を下回ることが見込まれる小学校

～ には該当しないが、今後とも全学年単学級の状況にあると見込まれる小学校

現在 7 学級以上 11 学級以下の状況ではあるが、今後全学年単学級の状況になることが見込まれる小学校

今後、7 学級以上 11 学級以下の状況にあると見込まれる小学校

現在 7 学級以上 11 学級以下の状況ではあるが、今後 12 学級以上の状況になると見込まれる小学校

上記の分類から、 から に該当する小学校を適正化の対象とする。

### 3 配置の適正化に向けた手法

#### (1) 統合

学校の配置の適正化に当たり、その方策としては、20 年答申でも整理し、示したとおりであるが、基本的には「統合」の手法により進められるべきであると考え。また統合する場合、2 校の統合だけでなく、学校規模や位置関係にもよるが、3 校以上の学校の統合といったこともあわせて検討すべきである。

また、16 年答申で具体的な手法として示し、20 年答申においては整理すべき課題もあることから引き続き検討を深める必要があるとしていた、「校区の変更」、「通学区域の弾力的運用」といった手法についても改めて整理しておく。

#### (2) 校区の変更

大阪市の現状として、全市的に校区毎の児童数にひずみを生じている状況があることも事実であり、16 年答申においても、「隣接校との児童数が著しくバランスを欠く場合」や、「一方の学校の収容能力に限界がある場合」には「校区の変更」を検討するべきと提言している。現在大阪市内には、例えば規模が小さい小学校と 1,000 名を超える大規模校が隣接しているような地域も存在しており、この場合においては、「校区の変更」を行うことによって、関係校すべてが 12 学級から 24 学級の適正規模の学校となることも可能であるので、保護者や地域関係者の理解を得ることが前提とはなるが、有効な方策であると考えられる。

#### (3) 通学区域の弾力的運用

「通学区域の弾力的運用」については、前述の大阪北小学校の統合の事例においてもその可能性について検討がなされたが、「特色ある教育を行っても本当に児童が集まるのか疑問である」、「通学区域に関係なくどこからでも就学を認めれば、結果として学校と地域のつながりが希薄に

なる」、「通学上の安全をどのように確保するのか課題が多い」といったことから、結果として適正化の手法として採用されるに至らなかったところである。

また、16年答申でも指摘したが、適正就学の観点や進学する中学校の扱いなど解決すべき課題も多く、さらに、全国的にみても地域との関係の希薄化や、子ども会・保護者活動への支障を始め、保護者の風評先行などによる学校間格差の増長などから、児童・生徒の偏りが顕著になることなどを理由に、学校選択制を見直す動きも出てきている状況にある。

とりわけ、大阪市の場合は、学校を取り巻く地域の自治組織に支えられて発展してきた歴史的な背景があり、小学校を地域のコミュニティの拠点として、生涯学習関連事業や「はぐくみネット」<注5>などの各施策を展開してきた経過もある。また、子ども安全見守り隊など学校と地域が連携して安全確保を行っていることなど、学校が地域に支えられている現状を鑑みると、今後の配置の適正化の手法として採用することは難しいと言わざるを得ないと考えられる。

## 適正化に向けた進め方

大阪市では、従来から統合を実施するに際しては、教育委員会が当該校の保護者や地域関係者に対してのアプローチを行い、それら関係者の合意を得て統合を行うという手順で進めてきており、第2次答申（昭和56年3月）以降、小学校19校を6校に、中学校4校を2校に統合している。

しかしながら、統合にあたっては、保護者や地域関係者での協議に相当な期間を要することから、その結果、の1「児童数・学校数の推移」で前述したように、ここ30年間で児童数が半減しているにもかかわらず、過大規模校の分離新設もあって、逆に小学校数は増加しているという事態が生じている。

さらに、の3(2)で前述したように、小規模校と大規模校が隣接する場合には「校区の変更」が有効な手段であるとしているが、それを実現する場合においても両地域の関係者の合意なくしては進み得ないものである。

これらのことから、配置の適正化を進めていくには、児童を取り巻く保護者、地域関係者との協働が不可欠であることから、従来の取り組みのみならず、新たな手法について検討する必要がある。

### 1 適正化の推進にあたって

配置の適正化の推進にあたり、まず全学年単学級の小学校については、前述したの2「配置の適正化の対象の分類」のからの4つの枠組み

に区分をし、20年答申でも考え方を整理したところであり、基本的には今後ともその考え方に従って進められるべきであると考え。特に及びに該当する過小規模の小学校については、教育環境面からの課題の早期改善のためにも、「統合」に向け、地域・保護者との調整を速やかに進める必要がある。

しかしながら、これまでの統合の事例から判断すると、地域・保護者との調整には相当な期間を要することが想定される一方で、11学級以下の小学校も相当数存在していることから、からに該当する小学校については、今後の児童数の推移を注視することは当然のことではあるが、従来の行政が主体となった取り組みと並行して、新たな方策について検討しなければならない。

また、その際の具体的手法としては、基本的には「統合」によるものとし、校区の位置関係や隣接校の状況などの諸条件に応じて「校区の変更」を行うなどの手法が考えられるところである。

## 2 市民の意識醸成

学校の配置の適正化への取り組みには地域の理解が必要不可欠であり、保護者、地域関係者による適正化に向けた機運の醸成のもと、市民の主体的な取り組みによる適正化を進めるといった手法が考えられる。

そのためには、教育委員会から市民に対して適正な学校規模について情報発信することが必要であり、そのうえで、小規模校の教育上の利点や課題を始めとする様々な情報を提供することが必要である。また、市民が問題意識を持つという意味では、例えば、現に統合を経験した児童・保護者の意見を聴取のうえ、統合による好影響など効果面を併せて周知する必要もあると考える。

同時に、適正化に伴って生じる児童や保護者の不安を緩和するための配慮も必要であり、教育内容の充実、教員人事面での配慮、施設面での配慮、というような留意点についても、懇談の機会等を設けて適宜示していくことも重要である。

そのうえで、例えば行政区単位あるいは中学校区単位で協議の場を設置し、それぞれの小学校区の地域関係者、PTAを中心に今後のあり方を話し合っただき、大きな視点での校区再編につなげていくということも検討すべきではないかと考える。

## 3 地域との協働

大阪市においては、小学校区での取り組みとして、地域の教育資源を学校教育に導入するなど、地域に開かれた学校づくりが進められている。この取り組みは、「小学校区教育協議会 - はぐくみネット - 」事業として、学

校・家庭・地域が一体となった総合的な教育力の発揮と、地域における人と人のつながりによって児童をはぐくむ「教育コミュニティ」づくりが推進されているところである。

また、中学校区での取り組みとしては、地域の学校支援体制を構築し、家庭や地域の教育力を活かして、生活習慣の確立や学力向上に取り組む「学校元気アップ地域本部」が平成21年度よりモデル的に8中学校区において設けられ、今後、モデル実施校区の実態を検証のうえ、全中学校区に広がっていくことが目指されている。前述した中学校区単位での協議を行う際には、このような中学校区を単位とした取り組みや学校評議員制度<注6>といった取り組みとも連携を図ることが肝要であり、学校配置の適正化を中学校区全体の課題として認識されるためにも、の2「市民の意識醸成」にもあるように、市民に対する様々な情報発信をまずは先行して取り組まれるべきである。学校配置の適正化が、中学校区全体の課題であるとの市民との共通認識を図ることで、その課題解消に向け、地域と教育委員会が協働して検討にあたるなど取り組みを進められることが、今後の学校配置の適正化にあたっての有効策となり得る。

#### 4 今後の進め方

大阪市においては、良好な教育環境を確保する観点から、適正な規模に達していない小学校が多く存在するという状況にあるが、全ての児童に、より良好な教育環境を整えることは、学校設置者としての責務でもあるといえる。

これら適正規模を満たしていない対象校に対しては、本稿でも述べているように、保護者や地域関係者を中心とする地域との協働のもと、より望ましい教育環境づくりを進めるといった観点から議論がなされ、適正化に向けた取り組みを進められることが肝要である。

その取り組みにあたっては、の1から3でも述べているところであるが、具体の進め方として改めて再掲する。

の1「適正化の推進にあたって」にもあるが、対象校の中でも、全学年単学級の小学校については、20年答申でも示したように着実に適正化に向けた取り組みを進められるべきである。

なかでも、今後とも児童数が120名以上に増加する見込みが立っていない、に該当する過小規模の小学校については、教育環境面からの課題の早期改善のためにも、当該校及びその保護者・地域に対し、学校が抱える現状や課題、また数多の情報の提供に努め、速やかに統合に向けた調整を進めるべきである。

また、 から に該当する小学校についても、今後の児童数の推移を注視しながら、より規模の小さい小学校から順次取り組みに着手されたい。

適正化にあたっては、児童・保護者の不安を緩和させるための配慮とともに、保護者・地域関係者が適正化に対して前向きに考えてもらえるような機運を醸成することにまずは傾注すべきであり、2の「市民の意識醸成」で触れているように、小規模校の教育上の利点や課題、また統合経験校の児童・保護者の意見を始め、例えば統合校へのフォローとして「統合後の学校への教育内容の充実」、あるいは「統合対象校から統合後の学校への教員の異動、統合時における教員の加配といった人事上の配慮」、また「施設の改修が必要な場合への配慮」というような方策についても情報をまとめ、周知用のパンフレットを作成するとともに、懇談などの機会や様々な媒体を用いて積極的な情報発信に努められたい。

次に、発信された情報をベースに地域・保護者の意識醸成のもと、適正化の対象校を抱える行政区、あるいは中学校区単位において協議の場を設置のうえ、より良好な教育環境を構築するといった観点で議論喚起に努められたい。その際には、3「地域との協働」にもあるように、地域における教育を支援する組織との連携を図り、地域・保護者と教育委員会が一緒に取り組んでいくことが何よりも重要と考える。

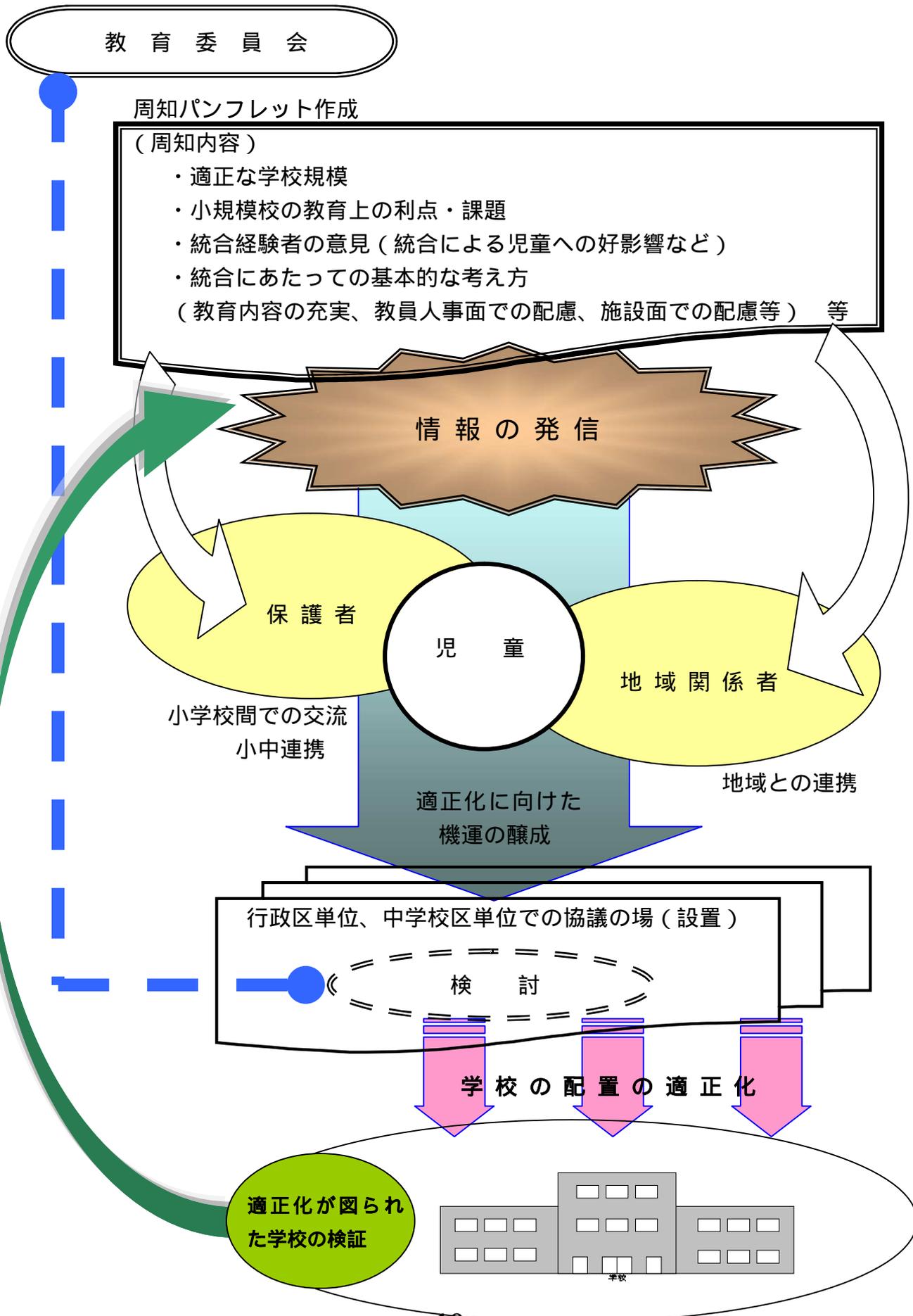
とりわけ小規模な小学校の集中している行政区・中学校区においては、より活発な、よりスピード感を持った進展が望ましく、教育委員会による積極的な働きかけのもと、地域・保護者における議論展開を図られたい。前述のパンフレットを活用した情報発信のうえ、協議の場を設置し、概ね1～2年間を目途に検討を進め、必要とされる諸整備のもと速やかに適正化が図られるよう努められたい。

また今後とも、適正化が図られた学校の現状把握・検証をしっかりと行い、それらをさらなる適正化に活かして進めるべきである。

小学校の配置の適正化の検討に際しては、行政区・中学校区における校区再編の議論のなかで、後述する学校種間の連携・接続のメリットを活かすという観点から、小中学校間での相互の連携をより一層促進する小中一貫教育校の設置なども、より大きな集団で教育活動を営めるといった点から有効な方策の一つであると考えられる。

上記に示したように、行政区単位あるいは中学校区単位で、地域と協働のもと適正化に向けた取り組みを進めるにあたっては、適正規模を満たしていない小学校が全市的に多数存在している状況下から、相当広範な規模での協議の展開が想定されるところでもある。教育環境面からの課題の早期改善と適正化の円滑な進捗のためにも、その対応については、教育委員会としても体制整備のもと取り組まれることが望ましいと考える。

【 進め方のイメージ 】



## 小規模校における教育活動の充実

小学校の配置の適正化については、小規模校が抱えている課題の改善と、良好な教育環境を整えるためにも、前述の「適正化に向けた進め方」で示したとおり、鋭意取り組みを進めていくべきではあるが、の2「大阪市の現状」にもあるように、適正規模を満たしていない小学校数は、実に市全体の約3割を占めるに至っており、適正化の推進には相当の年月を要することが想定される。

一方で、これらの小学校では日々教育活動が為されており、教育委員会においては、前述したような教育効果面での課題に対処すべく、学校規模の適正化が図られる当面の間は、その教育活動が充実するよう、方策を講じられたい。

20年答申でも示していたところではあるが、改めてその必要性について提言を行うとともに、個々の学校の実情に応じた取り組みが進むよう求めておきたい。

### 1 小学校間での交流活動

進学中学校を同じくする隣接の小学校との間で交流活動を行えば、少人数の現状では実施することが困難な大きな集団での教育活動が可能になる。また、現状では経験することが困難な多くの事柄を会得する機会を保障することもできる。

既に、行政区あるいは中学校区単位でのスポーツや音楽などの交流を実施している小学校も存在しており、今後とも、日常の学習活動など様々な機会を通じての交流の展開が、教育効果面からも極めて有意義とされるところである。

また、適正化を進める際においても、統合には当該児童・保護者が相当な不安感を抱えているといった現状も一方ではあることから、事前の十分な交流活動で親睦を図り、互いに仲間意識を作っておくことが、これら不安感の緩和策としても非常に有効である。

### 2 小中連携

大阪市ではこれまで、それぞれの学校の特色ある教育活動や研究・実践の成果を交流して共有できるよう、複数の学校が連携した教育活動の推進に向けて、校種間、学校間の連携を図ってきた。

特に、平成19年度から3年間、「小中連携パイロット校調査研究事業」として全24区でパイロット校を指定し、例えば、「総合的な学習の時間を活用した小中の交流活動」、「中学校の体育大会や文化祭への小学生の体験参加」、「小学生による中学校の部活動体験」など、学習指導・生活指導・

地域連携等の観点を踏まえた小中学校の連携のあり方について調査研究を進めるとともに、平成20年7月に設置された、学識経験者を含む「小中連携調査研究委員会」において、実践校の成果分析が行われている。

パイロット校では、中学校の教員が小学校での学習指導や、中学校の部活動体験において小学生を指導することを通じて、小学生が中学校への期待感を高め、進学に対する不安が減り、小中学校間の円滑な接続につながったなどの成果が見られている。

平成21年度には、実践研究の成果を精査したうえで9年間を見通した学習指導や生活指導の事例等を「大阪市小中連携推進プラン」としてまとめ、各小中学校に小中一貫した教育のあり方や成果などの具体的な取り組みを示すこととなっている。

さらに、平成22年度にはそのプランに則って、各学校が具体的な取り組みを掲げた「小中連携アクションプラン」を策定し、9年間を見通したカリキュラムの編成を進め、平成23年度からは全小中学校でアクションプランに基づく小中一貫した学習指導や生活指導を開始することとなっている。

小中連携については、20年答申でも、「パイロット校での取り組みを他の中学校区にもより広げていくことを通じて、規模が小さい小学校の児童が大きな集団の中で活動することを体験し、また、教員同士が様々な交流を行う機会や場を創り出すといった取り組みを、教育委員会が中心となって進めていくことが重要である」との提言を行ったところである。

今後、全小中学校で小中一貫した教育を進めていくなかで、児童・生徒数の状況、学校の立地などの状況に応じた、小規模校化の課題解決を図るといった視点での研究を行うことも必要ではないかと考えられる。

### 3 地域との連携

20年答申においても、「保護者や学校評議員を始めとする地域関係者に対する日々の教育活動の公開」、「学校だよりやPTAだより、はぐくみネット情報誌等の各種媒体を活用した学校の取り組みの情報発信」、「学校支援人材バンク制度<注7>といった地域の教育資源を積極的に取り入れることによる、地域に根ざした教育活動の実施」などにより、それぞれの学校が地域との連携をより一層深めていくことが大切であるとの提言を行った。

また、21年度からは新たに、中学校区において学校を支える仕組みとして「学校元気アップ地域本部」が設置され、学校と地域をつなぐ「学校元気アップ支援員」を配置し、放課後等の学習活動への支援や、体験型授業の実習補助を始め、小中学校が連携して実施する交流事業への支援など、地域の力を活かして学校を支援する仕組みが構築された。

これら地域の教育資源や各種媒体なども有効に活用し、学校・家庭・地域の連携・協力を強化するとともに、家庭の教育力を高め、また地域全体

で児童・生徒をはぐくむことができるような仕組みづくりが今後とも重要度を増していくのではないかと考える。

## おわりに

本審議会では平成 15 年 7 月に、教育委員会より「学校規模・配置の適正化に関する基本方針、ならびに適正化のための具体的方策」について諮問を受け、16 年答申、20 年答申に続き、小規模校化が特に課題となっている小学校を中心に、今後の学校配置の適正化の進め方についての答申を取りまとめた。

教育委員会では、16 年答申以降、複式学級の解消を始めとして、適正化に向けた取り組みを進めてこられてきたが、今回提言している新たな視点も積極的に取り入れて、教育環境を整えることを第一義として、学校配置の適正化をさらに進められたい。

また、小学校については、これら答申のもと、学校の配置の適正化を推進いただきたいと考えるところであるが、それらの効果も検証したうえで、今後は中学校の適正規模等の考え方についても改めて整理をしていく必要がある。小規模校化している小学校が多くなってきている現状から、当然のことではあるが中学校においても小規模校化が進行しており、小中学校の活性化という視点からも、今後の大きな課題であると考えます。

市民の皆様におかれても、未来を担う児童・生徒の将来のために、学校配置の適正化の問題について、本答申を契機に教育委員会と一緒に考えていただくことをお願いしておきたい。

## 《 用語解説 》

### <注1>

#### 複式学級【1ページ】

2つの学年の児童で編制する学級のこと。編制は2学年あわせて16人以下（第1学年の児童を含む学級にあっては8人）である。

### <注2>

#### 学校規模の適正規模に関して「12学級から24学級までの規模」と再整理【1ページ】 学校の適正規模【3ページ】

##### 学級

大阪市においては、学級編制について、小学校1・2年生は35人、3年生以上は40人、中学校は40人で編制している。学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき小中学校とも40人を標準と定めており、市町村は都道府県の同意を得て行っている。なお、1・2年生については、大阪府の事業により学級規模を35人編制として行っている。

#### 12学級から24学級までの規模が適正規模

##### 【参考法令】

##### 学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

##### 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
- 2 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。
- 2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。
- 3（省略）

大阪市では、通学距離が、小学校においては2キロメートル以上、中学校においては3キロメートルを超える場合においては、市営交通の無料乗車証を発行している。

文部科学省では、5学級以下を過小規模校、6学級から11学級を小規模校、12から18学級（統合の場合24学級まで）を標準規模校、25から30学級を大規模校、31学級以上を過大規模校とし、過大規模校の解消を指導している。

大阪市では、過大規模化が見込まれる学校について、適正な教育環境整備の観点から、通学区域の調整や、調整が困難な際には学校の分離・新設を行うことで過大規模解消を行っている。

<注3>

1小1中の関係【3ページ】

複数校の小学校の統合により、小学校の通学区域と中学校の通学区域が同一となること。

<注4>

～ における学級編制の見込み方【4ページ】

当該通学区域の住民基本台帳の情報により、0歳から5歳までの各年齢の児童数を抽出し、年度で学年進行させることにより、当該学校の将来児童数を推定する。したがって、調査時点から6年間先までしか予測できないが、これまでの児童数の推移と合わせて学校規模を見込む。これに加えて、着工住宅戸数が70戸を超えるなどの一定の条件に該当する大規模建築物を建設する事業者は、建設計画にかかる開発許可申請及び建築確認申請等の前にあらかじめ、市と事前協議することになっており、実際に建物が建つ前に集合住宅の戸数と竣工予定年を把握することができるため、戸数から就学する児童を割り出し、児童数の推移に加味して見込む。

<注5>

「はぐくみネット」【6ページ】

「小学校区教育協議会」事業のこと

小学校区を単位として、学校・家庭・地域が連携した「小学校区教育協議会 - はぐくみネット - 」を設立し、学校教育を支援するとともに、地域の中で人と人とのつながりにより児童を育てる教育コミュニティづくりを推進する。

<注6>

「学校評議員制度」【8ページ】

保護者や地域住民が学校長の求めに応じて学校運営に関する意見を述べる仕組み。

<注7>

「学校支援人材バンク制度」【12ページ】

全校園の教科や道徳の授業、特別活動や「総合的な学習の時間」などでの体験的な学習を支援するため、専門的な知識・技能を有する人材を学校教育に活用できるようにする制度。